

9 月上旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<p>麻疹・风疹混合疫苗</p> <p>本市为了防止风疹的流行扩大及对孕妇的感染，作为一项紧急措施，在 9 月 30 日之前，接种麻疹・风疹混合疫苗的费用可得到补助。</p> <p>补助期间：9 月 30 日为止</p> <p>对象：符合以下任何一项，且在本市有住民登录的人</p> <p>① 接种时 19 岁以上且准备怀孕的女性</p> <p>② 现在正怀孕女性的伴侣</p> <p>※以上者均未接种过风疹疫苗，或是只接种过 1 次的人。但是，得过风疹的人除外。</p> <p>费用：自费负担 1000 日元(每人限 1 次)</p> <p>【接种方法】</p> <p>请直接给受理预防接种的医疗机关电话预约后再去。</p> <p>接种时，请向医疗机关出示健康保险证等可以确认年龄和住址的证件。(②的对象者还必须出示母子健康手册)。</p> <p>请注意，在东大阪市以外的医疗机关接种、实施期间以外接种以及单独接种风疹疫苗时则不能得到补助。</p> <p>【接种方法】</p> <p>因怀孕期间不能接种麻疹・风疹疫苗，请务必确认后再接种。接种疫苗后最低限度必须避孕 2 个月。</p>	<p>麻疹・風疹混合ワクチン</p> <p>市では、風しんの流行と拡大に対応し、妊婦への感染を防ぐため、緊急対策として9月30日までの間に限り、麻疹(はしか)・風しん混合予防接種の費用を助成します。</p> <p>助成期間：9月30日まで</p> <p>対象：次のいずれかに該当し、本市で住民登録をしている方</p> <p>①接種時19歳以上で、今後妊娠を希望する女性</p> <p>②現在妊娠している女性のパートナー</p> <p>*いずれも風しんの予防接種を受けたことがない、または接種歴が1回のみの方です。ただし、風しんにかかったことが明らかでない方は、対象外です。</p> <p>費用：自己負担1,000円(1人1回限り)</p> <p>【接種方法】</p> <p>取扱医療機関に直接電話予約のうえ、接種してください。</p> <p>接種の際は、健康保険証など年齢と住所が確認できる書類を医療機関に提示してください(②の対象者については母子健康手帳も必要)。</p> <p>また、東大阪市取扱医療機関以外での接種、実施期間以外での接種および風しんの単独ワクチンについては助成の対象となりません。</p> <p>【注意事項】</p> <p>妊娠中の接種はできないため、妊娠していないことを確認のうえ接種してください。ワクチン接種後は最低2か月間の避妊が必要です。</p>
<p>询问处:各保健中心 健康推進課 TEL 072-960-3802/FAX 072-960-3809</p>	<p>申込・問合先：各保健センター 健康づくり課</p>
<p>儿童津贴现状调查表是否已递交</p>	<p>児童手当の現況届は提出済みですか</p>
<p>还没有递交儿童津贴・特例支付现状调查表的人请尽快邮寄或是直接递交到国民年金课、行政服务中心。如果没有递交现状调查表 10 月份将支付的儿童津贴则有可能来不及办理汇入手续，请注意。</p>	<p>平成25年度児童手当・特例給付現況届をまだ提出していない方は、早急に郵送するか国民年金課または行政サービスセンターに提出してください。現況届の提出がない場合は、10月支給の児童手当の振込が間に合わなくなります。</p>
<p>询问处：国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問合先：国民年金課</p>



<p>希望入保育所者请在 10 / 31 之前提出申请</p>	<p>ほいくしょにゆうじよきぼうしや がつ にち もう こ 保育所入所希望者は 10月31日までに申し込みにください</p>
<p>以家有未滿 6 岁的学龄前儿童,因某些情况自己不能照顾希望明年能进保育所的人为对象,今年 3 月以前提出过申请的人也必须重新提出申请。今年 4 月 2 日~明年 2 月 3 日之间出生的新生儿的入所申请截至到明年 2 月 17 日(周一)为止。金岡保育所还招收 1 岁幼儿。</p>	<p>さいみまん しゅうがくまえ こ ほいく じじょう 6歳未滿(就学前)の子どもがいて、保育できない事情がある らいねんど にゅうしよ きぼう かた たいしよ ことし がついぜん もう こ 来年度の入所を希望する方が対象です。今年の3月以前に申し込 んでい る方も再度申込みが必要です。また、今年4月2日から来年2月 3日までに生まれた0歳児は、来年2月17日(月)まで受付します。 かなおかほいくしよ さいじ ぼしゅう 金岡保育所は1歳児も募集します。</p>
<p>申請・询问处: 各福祉事務所 育儿支援系 もうしこみ といあわせき かくふくしじむしょ こそだ しえんがかり 申 込 ・ 問 合 先 : 各福祉事務所 子育て支援係</p>	<p>东福祉事務所 TEL 072-988-6619 / FAX 072-988-6671 中福祉事務所 TEL 072-960-9274 / FAX 072-964-7110 西福祉事務所 TEL 06-6784-7982 / FAX 06-6784-7677</p>

大阪生活指南

IV-4 离婚

国际婚姻的离婚手续,有时在法律程序上会很复杂。即使在日本的手续上离婚成立了,在你的本国有可能并没有生效。在此,对日本的离婚手续进行一般性的说明。

1. 离婚时

夫妇其中一方是居住在日本的日本人,夫妻双方同意离婚时,可按日本的法律离婚。在日本,有夫妻双方同意离婚、向市区町村役所提交离婚申请,被受理后成立的“协议离婚”、经家庭裁判所参与成立的“调停离婚”“审判离婚”“判决离婚”。如只在日本办理离婚手续,而在本国没有办理离婚手续的话,在本国的婚姻关系有可能依然存在,可能会为你带来麻烦,请在本国也办理离婚手续。

离婚时所需要的文件、手续各国不同,夫妻双方均为外国人时,请向各自国家的大使馆、领事馆咨询。

<摘自公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)网页「大阪生活指南」>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

IV-4 離婚

くさいけっこん ばあい りこんてつづ ほうりつかんけい ふくざつ ばあい にほん てつづ りこん せいりつ ほんごく
国際結婚の場合の離婚手続きは、法律関係が複雑な場合があります。日本での手続きで離婚が成立しても、あなたの本国で
ゆうこう みと にほん ほうりつ りこん てつづ いっぱんでき せつめい
は有効と認められないことがあります。ここでは、日本の法律で離婚する手続きについての一般的な説明にとどめます。

1. 離婚するとき

ふうふ いっぽう にほん きょじゅう にほんじん ふうふりょうほう りこん どうい にほん ほうりつ りこん
夫婦のどちらか一方が、日本に居住する日本人であり、夫婦両方が離婚することを同意すれば、日本の法律により離婚する
ことができます。日本では、夫婦が離婚に合意のうえ離婚届を市区町村役場に提出し、受理されることで成立する「協議
りこん かにさいばんしょ かんよ せいりつ ちやうていりこん しんぱんりこん さいばんりこん にほん りこんてつづ ほんごく
離婚」、家庭裁判所が関与して成立する「調停離婚」、「審判離婚」、「裁判離婚」があります。日本でだけ離婚手続きをして、本国
の離婚手続きをしていないと、本国では結婚が続いていることになっていることもあり、トラブルの原因になりますので、本国
でも離婚を成立させる手続きを行ってください。

ふうふ がいこくせき ばあい りこん ひつよう ようけん てつづ くに こと ほんごく さいにちたいしかん
夫婦ともに外国籍の場合は、離婚に必要な要件や手続きが国によって異なりますので、それぞれの本国の在日大使館や
りょうじかん と あ
領事館に問い合わせてください。

<公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)「大阪生活必携」より>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、 越南语、泰语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

